

Weekly Report

第203号

平成25年 2月18日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

http://www.szk-accounting.jp/

確定申告をする際の主な注意点等は

本日から所得税の確定申告がスタートします。申告の際の主な注意点等は、下記のとおりです。

◎医療費控除……補填された金額(入院給付金や高額医療費など)がある場合は、支払った医療費から差し引きます。なお、市販の風邪薬などの購入代金は対象となりますが、病気予防や健康増進のためのビタミン剤などは対象外です。

◎地震保険料控除……平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る損害保険料については、地震保険料控除の対象となります。

◎扶養控除……同居していない場合でも、仕送り等で生計が一であれば対象です(16歳未満は対象外)。

◎ネットで得た収入(副業)がある場合……給与所得者の場合、必要経費を差し引いた利益が20万超であれば雑所得として申告が必要です。

◎満期保険金を受け取った場合……保険料の負担者が満期金を一時金で受け取った場合は、一時所得となります。

◎国外での所得等がある場合……海外にある不動産

や株式等の譲渡等により得た所得についても、日本で申告する必要があります。

◎公的年金等が400万円以下の場合……その他の所得金額が20万円以下の場合、申告は不要です。

◎上場株式等の繰越損失がある場合……1年間取引をしなかった場合でも損失を翌年に繰り越すためには申告が必要です。

◎店頭FX(外国為替証拠金取引)での損益がある場合……取引所取引(くりっく365等)と同様に税率20%の申告分離課税となり、他の先物取引に係る雑所得等との損益通算や損失の繰越控除ができます。

4月から雇調金の助成率等を見直し

平成25年4月(岩手、宮城、福島県の事務所は10月)以降、雇用調整助成金の助成率や、教育訓練(事業所外)の加算額が見直されます。

助成率は現行、休業手当の2/3(中小企業は4/5)ですが、4月以降の判定期間から1/2(同2/3)に引下げられ、解雇等を行わない場合などにおける助成率の上乗せは廃止となります。

また、事業所外での教育訓練を実施した際の加算額(1人1日当たり)については、現行の4千円(同6千円)から2千円(同3千円)に引下げられます。

なお、中小企業緊急雇用安定助成金は、雇用調整助成金に統合されます。

年金記録の再確認をしましょう

持ち主が不明な年金記録は、いまだ約2200万件残っているため、日本年金機構では「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」などで年金記録の再確認を呼びかけています。

持ち主不明の記録は、*60歳以上、*加入期間が5年未満、*記録の開始時期が昭和30~40年代、等に該当する件数の割合が高くなっています。

また、記録もれの原因として、*転職等で年金手帳が複数ある、*結婚して姓が変わった、*色々な名前の読み方がある、が約9割を占めています。